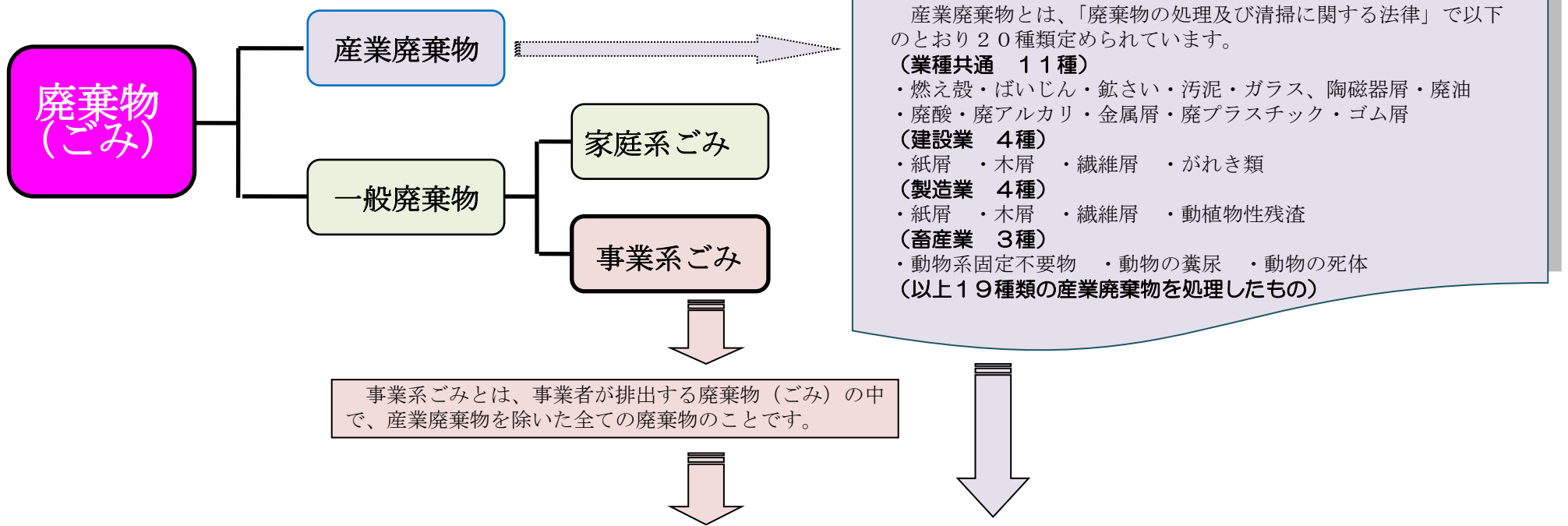


事業系ごみの処理方法

「事業系ごみ」と「産業廃棄物」の定義



事業活動から発生する「ごみの処理責任」

オフィスや飲食店・小売店などから出る紙屑や生ごみなども、事業系ごみ(事業系一般廃棄物)になります。

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条において、そのごみを排出した事業者が適正に処理しなければならないと定められています。(処理方法については裏面参照)

そのため、「事業系ごみ」及び「産業廃棄物」については、事業者が最後まで責任をもつということになります。

(事業系ごみは、自己責任で処理することとなり、家庭系ごみのために設置された各地区の集積所には原則出せません。)

【表1】一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

令和6年4月1日現在

NO	営業所名	営業所住所	電話番号
1	石井産業(有)	利根町大字惣新田1747番地	0297-68-3822
2	(株)光商社	取手市神浦4番地	0297-82-3577
3	(有)クリーン産業	利根町大字羽中1391番地	0297-68-3817
4	(有)佐藤産業 龍ヶ崎営業所	龍ヶ崎市緑町66番地	0297-64-4011
5	(有)石浜	龍ヶ崎市697番地	0297-62-2505
6	小嶋リサイクルセンター	河内町大字長竿字荒地5934番地1	0297-87-2563
7	(株)栄林	龍ヶ崎市佐貫3丁目11番地14	0297-66-9849
8	(株)協栄	龍ヶ崎市城ノ内1丁目20番2	0297-64-3004
9	(株)ドリーム	龍ヶ崎市大徳町223番地	0297-64-5131
10	(有)霞資源 龍ヶ崎営業所	龍ヶ崎市薄倉町1039	0297-64-7261
11	(有)総合環境サービス	千葉県印西市大森4450-187	04-7642-6100
12	(有)石川産業 印西営業所	千葉県印西市竹袋254番8	04-7642-8909
13	(有)エノビック	千葉県印旛郡栄町安食2351番地の6	04-7633-3845
14	(有)利根興産	利根町大字布川1271番地	0297-68-4488
15	竜ヶ崎清掃メンテナンス(株)	龍ヶ崎市字六斗蒔8924-2	0297-62-0674
16	(株)浄化槽センター	千葉県白井市根294番地33	047-491-8311

*当町で発生した事業系ごみの収集運搬については、町が許可した上記運搬業者でなければできません。

*産業廃棄物の収集運搬については、茨城県の許可を受けた運搬業者でなければなりません。

また、事業者は、最終処分までの処理工程を把握し最後まで責任をもたなければならないため、マニフェスト(産業廃棄物管理票)と呼ばれる伝票を許可業者に交付する事になっています。

【マニフェストの購入等については、茨城県産業廃棄物協会(TEL 029-301-7100)に、直接、お問い合わせ下さい。】

○専ら再生利用(資源)の目的となる一般廃棄物・産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者及び、その他、法令等により例外的に認められている場合は、上記事業者以外でも、収集運搬が行えます。(裏面Bの方法)

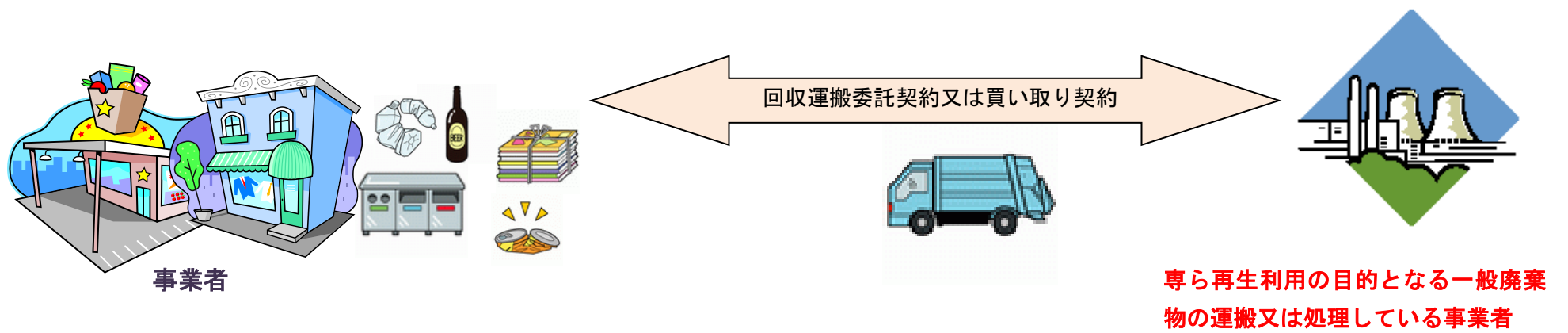
事業系ごみの処理方法

事業系ごみ（資源物含む）の適正な処理方法は、以下A～Dの4つの方法があります。

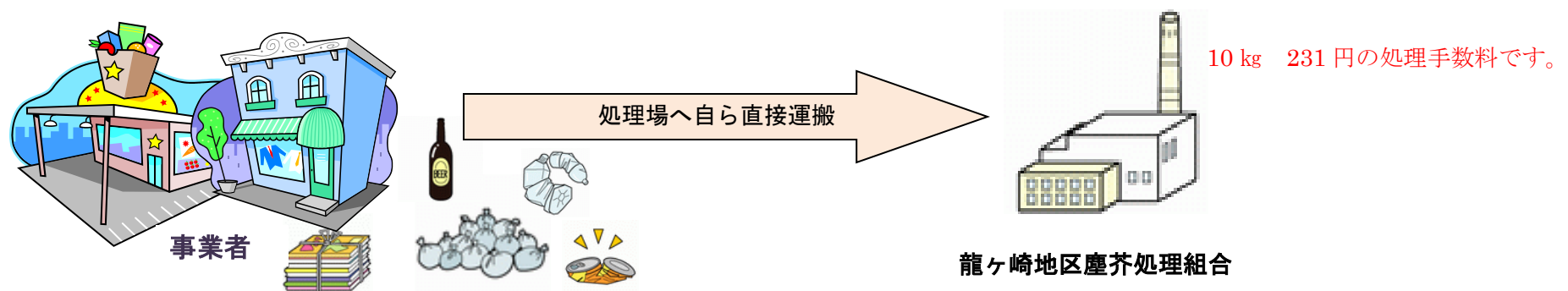
A 一般廃棄物収集運搬許可業者（表1）に収集運搬を委託する。（*一般的な処理方法です。許可業者については、裏面表1を参照。）



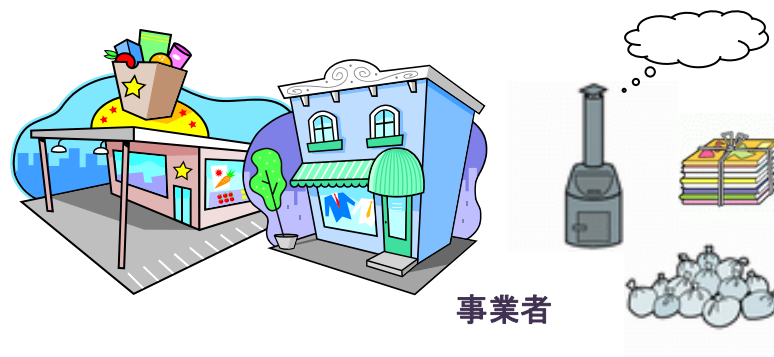
B 再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理をしている業者に委託する。（*再生利用物が事業の範囲に含まれない許可業者には委託できません。）



C 自ら、処理施設（龍ヶ崎地方塵芥処理組合等）に搬入する。（*龍ヶ崎地塵芥処理組合では、ごみの重さを量り、その場で清算します。）



D 事業系ごみを自己処理する。（*一般廃棄物処理を自ら行う場合は、処理施設が法令の条件をクリアするとともに町の許可が必要になります。）



問合せ先 利根町役場 生活環境課 廃棄物対策係
TEL 68-2211 Fax 68-8300 E-mail haiki@town.tone.lg.jp